＜採用２＞

|  |  |
| --- | --- |
| 採用年度 | 平成３０年度 |
| 資　　格採用時特別研究員受入承諾書 | SPD PD RPD DC2 DC1 |
| 領　　域 |  |
| 受付番号 |  |

平成　　30年　　　月　　　日

独立行政法人日本学術振興会理事長　殿

研究機関長

機関名

職・氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　職印

受入研究者

所属・部局

職・氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

下記の者が当機関で研究に従事すること及び下記の者の受入研究者となることを承諾します。また、採用中断による採用期間の延長があった場合についても、当該延長後の採用期間を新たな受入期間とみなし、下記の者が当機関で研究に従事すること及び下記の者の受入研究者となることを承諾します。

更に、特別研究員の受入れについて責任を持ち、次の事項について承諾します。

１．特別研究員に「日本学術振興会特別研究員遵守事項及び諸手続の手引」に定められた事項を遵守するよう指導し、特別研究員が本会へ提出する報告書について確認すること。

２．特別研究員の研究課題の実施に必要となる施設・設備・文献・標本資料・通信環境（情報システム・メールアカウント）等の利用について、受入環境を整備し、機関内規則等に基づき指導すること。

３．特別研究員に係る安全衛生管理について機関内規則等に基づき指導すること。また、機関内で健康診断を実施する場合に受診を認めるなどの配慮をすること。

４．その他機関内規則等に定められた遵守事項について指導すること。

５．特別研究員が研究活動に従事していない状況がある場合には、速やかに所属機関の事務担当者を通じて本会へ連絡すること。

６. 特別研究員ＳＰＤ・ＰＤ・ＲＰＤから、特別研究員奨励費以外で応募可能な科学研究費助成事業（以下、「科研費」という。）の一部研究種目への応募希望があった場合は、「科研費」の応募資格を付与すること。

７．特別研究員に研究上の不正行為の疑義に関る事案が発生した場合は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（H26.8.26文部科学大臣決定）に準じて、受入研究機関において、調査（予備調査、本調査）等を行うこと。

記

採用後の申請者所属部局　：

（研究科等）

登 録 名 ：

研究課題　：

受入期間 ：　　平成　　　年　　　月　　　日　　　～　　　平成　　　年　　　月　　　日

（注） ① 研究機関長は、大学の場合は原則として学長です。

 ② 研究課題を変更することはできません（特別研究員申請時の研究課題を記載してください）。

 ③ 記載内容（受入研究機関、受入研究者（所属等変更を含む）、資格、登録名）に変更を生じた場合は、必ず各変更書類と併せ、変更内容を反映した本書類を提出してください。

 ④ 特別研究員の受入研究者は、特別研究員等審査会委員・専門委員の候補者となり、委嘱をお願いすることがありますのでご承知置きください。依頼する場合は、改めて文書でお知らせいたします。